

亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月21日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第7号

亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

亀山市建築基準法施行細則（平成26年亀山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第20条の見出し中「仮設建築物」を「仮設建築物等」に改め、同条中「第85条第3項又は第5項」を「第85条第3項若しくは第5項又は法第87条の3第3項若しくは第5項」に改める。

第22条の見出し中「全体計画認定」を「全体計画認定等」に改め、同条中「第86条の8第1項」の次に「若しくは法第87条の2第1項」を、「全体計画認定」の次に「又は法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の全体計画変更認定」を加える。

附 則

この規則は、令和元年6月25日から施行する。